

した。

ですから、こういう楽しい、生きがいを見出せる自主事業を、やはりある程度の指針としてご提示するという方法も大事だと思うんですね。その辺いかがですか。

○**渋谷佐輔議長** 内谷重治市長。

○**内谷重治市長** 議員おっしゃるとおりで、こちらからある程度、例えばこういうことはどうでしょうかということ、コミセン化っていいですかね、名称はコミセンなんて言わないで、ぜひ地域の愛称、例えば中央地区公民館がふらりというふうにつけていただいているようにやるべきだと。

議員おっしゃったように、非常に暗いというのはわかります。多分、やらされていると。また市長がまたこれやりたい、あれやりたいって、させられているって感があるんだと思うんです。しかし、一番難しいのは、じわじわと来るんですよ。いつの間にかなんです。人口が減って地域が大変になるのは、それは、地域で暮らしている人は、公民館にかかわっている人は感じているんでしょうけど、一地区民はそんな感じていないですよ。けども、それを今から準備しないとだめだと。

ですから、ここから1、2の3でスタートしてやれっていうんじゃないんです。少しずつ改善しながら、やり方変えて、そしてやっぱり人も育ててやっていこうという考え方なんです。そのためには、お金も、必要なものは、本当にそれこそ基金を積んで、1億円でも積んでね、いろんな事業をやりたいときは、もうどんどん、失敗してもいいから、チャレンジしてもらおうと。

そのための指針としては、まず一つは、さっき言った除雪とか、屋根の雪おろしとか、冬の問題。あとは、NPOもあるんですけども、買い物とか通院とか、そういったところのケアをどうするかということと、あとは健康でいるためには、まずは市内に多くあるさまざまな福祉

施設あるわけですね。そういったところと連携として、地区で健康維持のための体操とかミニデイサービスのサロンのようなものとか、やっぱりできない地区もあるので、そういったところをカバーすると。あと、老人クラブさんなんかも会員減っていて、ちょっと孤立している感がちょっと出てきましたんでね。そういったところをどういうふうに応援するかとか、あと子供たちの健全な育成のために何かどういう事業をするとか、たくさんあるかと思えますんで、それをぜひ一つ一つ、全国の事例なんかも紹介しながら、各コミセンの主事とか館長さん方にも勉強していただきながら、地域に合ったそういったコミュニティービジネスを進められるような、そんな取り組みをしていくように努力したいと思えます。

○**渋谷佐輔議長** 12番、五十嵐智洋議員。

○**12番 五十嵐智洋議員** どこの地区にもすばらしい潜在能力があると思えますので、それをぜひ生かせるように努めていただきたいと思います。終わります。

宇津木正紀議員の質問

○**渋谷佐輔議長** 次に、順位2番、議席番号1番、宇津木正紀議員。

○**1番 宇津木正紀議員** おはようございます。長井創生の宇津木正紀であります。私は一問一答方式の質問をさせていただきます。

それでは、活力と生きがいのある長井市になることを願い、以下の2項目について質問いたします。簡潔で明瞭な答弁をよろしく願いいたします。

第1項目めは、空き家対策であります。

空き家対策については、これまで平成27年9月議会の一般質問と平成29年3月議会の一般質

間で質疑しておりますので、これで3回目の質問となります。空き家対策は重要で難しい面があります。息の長い取り組みが必要だと思っております。今回もこれまでと違う視点で議論を深めていきたいと思っております。

長井市の空き家が急増していることがわかりました。また、このたび空家等対策計画案が策定されましたが、今後の空き家対策についての取り組みを問い、優良空き家の再利用促進と危険空き家等の除去推進を考えていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

(1)の空き家の現状についてであります。議長のご許可を得まして、長井市空き家データを配付させていただきました。これは、これまで当局の議会での答弁や建設課の聞き取りを行って整理した資料であります。この資料のとおり、長井市の空き家は年々ふえている現状がわかります。空き家調査を開始した平成26年3月末の空き家数349件から、平成29年3月末には460件で、3年間で111件、32%ふえています。どうしてこのようにふえているのか、どのように分析しているのか、建設参事に伺います。

○**渋谷佐輔議長** 青木邦博建設参事。

○**青木邦博建設参事** お答えいたします。長井市におきましても、全国と同様に、少子高齢化や人口減少、核家族化の進展などを背景として空き家数が増加しており、今後さらに増加されることが予想されます。

その大きな原因でございますが、1番に人口減少が上げられます。そのほかにも固定資産税の適用される住宅用地特例や相続問題など、さまざまな要因により、この問題が生じていると考えられます。

毎年度、各地区長からご協力をいただき、空き家調査を行っていますが、議員の資料にもありますように、平成29年3月末現在、前年比25件増加し、総数で460件になっております。増加数の約半数が、所有者が亡くなり空き家にな

ったもの、次には高齢者の施設入所により空き家になったケースでございました。

このような空き家につきましては、不良空き家をふやさないために、初期段階で管理不全な状態にならないよう適正に維持管理することが重要となりますので、有効活用や適切な相続登記の呼びかけも含めて周知啓発を図っていききたいと考えております。

○**渋谷佐輔議長** 1番、宇津木正紀議員。

○**1番 宇津木正紀議員** ふえている原因は、人口減少と、それから住宅地であると固定資産税が減免されるという、先ほど参事が申しました固定資産税の住宅地特例ということが大きくあるのではないかとというような分析。それから、死亡されたとか高齢者が施設に入所されたとか、そういう原因でふえているんだと。対策としては、初期段階から有効活用とか相続の登記のPRをしていく方針も出されまして、よくわかりました。

富士通総研経済研究所主任研究員の米山秀隆氏は、新築を今のペースでつくり続け、取り壊しも今のペースのままだとすると、空き家率は2013年の13.5%から、2033年、20年間ですね。20年間で28.5%に上昇すると試算しております。何らかの対策をとらないと、空き家が2013年に比べて2033年にはほぼ倍増することになると試算されております。あらゆる施策を講じて有効な対策をとる必要があると思っております。

それでは、2番目の「空家等対策計画」について入りたいと思っております。

ことし3月議会の私の一般質問で空き家対策について質問したとおり、次のように質問いたしました。空家等対策計画の進捗状況と来年度目標について、どのような工程を考えているのか。これに対して、建設参事の答弁は次のとおりでした。空家等対策計画については、住民のほか、司法書士会、不動産、建築等の有識者や建設や解体業、商工会議所、警察、消防等で組

織する長井市空家等対策協議会を昨年11月に設立し、対策協議会の中でも計画の策定協議を行うとしております。現在、計画骨子案の取りまとめとして基本方針の検討や重要項目の整理などを行っているところであり、県から今後示される空家等対策計画のモデル計画との整合を図るとともに、対策協議会において意見をお諮りしながら、平成29年夏ごろまでに計画をまとめていく予定としております。また、計画策定後は、実施に関して必要な条例の改正とあわせて実施してまいりたいと考えております。この答弁のとおり、計画どおりというか、予定どおりというか、県のガイドラインの提示を受けて、このたび長井市空家等対策計画案が示されました。パブリックコメントもいただくということは協議会では聞いたんですが、今後のスケジュールについて、建設参事に伺いたいと思います。

○**渋谷佐輔議長** 青木邦博建設参事。

○**青木邦博建設参事** お答えいたします。空家等対策計画については、山形県より平成29年3月28日付で空家等対策計画モデル計画の策定の通知がありましたので、県モデル計画を参考にしながら計画案の取りまとめを行いました。策定に当たっては、庁内関係各課で構成する空家等対策連絡会議で検討するとともに、外部の有識者や関係団体で組織する長井市空家等対策協議会に意見をお諮りし、計画案の承認を得たところでございます。

今後のスケジュールでございますが、市民へのパブリックコメントの手続をこの12月に実施し、その意見を踏まえまして、来年1月に長井市空家等対策計画について公布をする予定でございます。

また、計画策定に関連し、長井市空き家等の適正管理に関する条例と、法律であります空家等対策の推進に関する特別措置法との諸規定のすみ分けや整合を図る必要がありますので、必要な条例改正につきましては、この12月議会へ

提案させていただいているところでございます。

今後、この計画を具体化する上で、各要綱を作成し、平成30年度予算に計上したいと考えております。

○**渋谷佐輔議長** 1番、宇津木正紀議員。

○**1番 宇津木正紀議員** この予算ではどのような事業をなさる計画で今後予算計上をされるのでしょうか。

○**渋谷佐輔議長** 青木邦博建設参事。

○**青木邦博建設参事** この空家等対策計画をつくることにより、国の補助事業が受けられます。一つは、空き家を除去する事業でございます、もう一つは、空き家を再生する事業でございます。この2つについて、新年度予算に予算計上していきたいということでございます。

○**渋谷佐輔議長** 1番、宇津木正紀議員。

○**1番 宇津木正紀議員** 来年度予算では、危険な空き家の除去と優良空き家の再生利用というようなことを取り組んでいくということですが、これが長井市空家等対策計画策定による一番の効果と捉えていいのでしょうか。建設参事に伺います。

○**渋谷佐輔議長** 青木邦博建設参事。

○**青木邦博建設参事** 計画策定の目的でございますが、長井市における空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に進めるため、対策の基本方針を定めることにより、市民の生活環境の保全を図ることにあります。効果の一つには、行政が総合的かつ計画的に進める上で、従来までの縦割りであった空き家対策が、建設課を総合窓口として各部署が連携して対応することにより、全庁的な取り組みにできるということが上げられます。もう一つにつきましては、実際の空き家の対策として、先ほど申し上げましたとおり、発生予防、適正管理、管理不全対応、利活用という分類に分けられるわけでございますが、中でも危険空き家の除去が最優先の課題というふうに捉えております。

○**渋谷佐輔議長** 1番、宇津木正紀議員。

○**1番 宇津木正紀議員** この計画によって、策定することによって、各課、各関係部署が連携をとって横の連絡をとりながら、全庁的に取り組んでいくと。利活用もやりながら、危険空き家の除去が一番のこの策定による効果だという、これまで質問してきたところの私の、危険空き家の除去ということでこれまで議論してきたわけですが、それが少しずつ進んでいくということを理解したところでした。

そこで、特定空き家は、倒壊や建築材の飛散など、危険が切迫しており、緊急度が極めて高いとされるDランクの空き家が対象となると思いますが、そのとおりでしょうか。

また、空き家再生等推進事業（除去事業タイプ）での除去には、国が5分の2、市が5分の2、民間が5分の1の負担割合で行うことができます。特定空き家の認定は、国交省が定めるガイドラインの基準に沿い、所有者等の対応状況や住民による苦情の有無、周辺への悪影響の度合い、危険度の切迫性など、総合的に判断し、空き家等対策協議会の意見を聞いた上で市が認定することとしています。

長井市空き家データのとおり、長井市にはDランクの空き家が29年度3月末で72件あります。既に住民による苦情が寄せられているDランクの空き家は多数あります。そのような空き家から特定空き家に認定し、問題を解決していくべきだと思いますが、これからの対応について建設参事に伺います。

○**渋谷佐輔議長** 青木邦博建設参事。

○**青木邦博建設参事** 特定空き家でございますが、空家法では、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態と認め

られる空家等と規定されております。

対象となる特定空き家についてでございますが、宇津木議員がおっしゃるとおり、倒壊や建築材の飛散など危険が切迫しており、緊急度が極めて高い老朽危険判定Dランクの空き家の中から総合的に判断して認定していくこととなります。先ほど申し上げましたが、来年度より空き家再生等推進事業（除去タイプ）を活用することで、特定空き家へ認定されたものを補助することができますので、極めて危険な空き家の除去促進を図り、市民の安全安心を確保してまいりたいというふうに考えております。

○**渋谷佐輔議長** 1番、宇津木正紀議員。

○**1番 宇津木正紀議員** わかりました。ぜひ市民の切なる要望で、除去してほしいという空き家が多数出ていると思いますので、できるだけ多くの危険なDランクの空き家を除去していただくように進めていただきたいと思います。

3番目に、上山市の空き家対策連携協定について伺います。

ことしの10月18日、上山市と県司法書士会との、空家等の対策に関する連携協定を結びました。所有者の死亡などで相続が未了となっている空き家について、司法書士と連携して相続登記の促進を目指すものであります。県司法書士会との連携協定締結は県内初めてです。上山市は空き家バンクを運用しており、所有者などから制度活用の相談が30件ぐらいの件数が寄せられております。このうち6件は、所有者の相続未了のため、空き家バンクに登録できなかったとしております。上山市の空き家対策連携協定の内容と、どのような効果が期待されているのか、そのメリットは何か、建設参事に伺いたいと思いますが、新聞記事によりますと、上山市で協定を結んだ際に、県司法書士会の会長が次のように述べております。司法書士は不動産登記制度の最大の担い手という自負があり、空き家、所有者不明土地問題などを解決していく使

命がある。協定締結はそれらの解決に向けた大きな一歩となることで、大変前向きな挨拶をしているようですが、その点、上山市ではどのようなことを考えていらっしゃるか、建設参事、わかる範囲でお答えいただきたいと思います。

○**渋谷佐輔議長** 青木邦博建設参事。

○**青木邦博建設参事** 上山市と県司法書士会での空き家等の対策に関する連携協定の内容でございますが、市が行う業務としましては、1つ目に、空き家等の所有者から空き家等に関する法律や相続、契約などの相談を受けた場合は、司法書士会を紹介するというものでございます。2つ目に、市の広報紙やホームページ等で司法書士会が行う相談業務等を広報するというものでございます。司法書士会が行う業務といたしましては、1つに、空き家等に関する法律相談、2つ目に、空き家等の相続人の調査、特定や相続登記の相談、3つ目に、空き家等の利活用、跡地利用に関する契約内容相談となっております。空き家に関する相続等の相談について、最寄りの司法書士会を紹介し、初回の相談を無料で受けるという仕組みになっております。所有者等の居住地が市外の場合などがございますが、県内最寄りの司法書士に直接相談できますので、そういった面で相談者の負担緩和になると思われれます。

○**渋谷佐輔議長** 1番、宇津木正紀議員。

○**1番 宇津木正紀議員** 市と司法書士会の役割分担として、非常にわかりやすい説明をいただきました。市は、ざっくりばらんに言えば、司法書士会に紹介することと、2つ目がホームページなどで広報すること。それから、司法書士のほうは相談、それから調査、再利用のアドバイスですね。そんなことをしていただけるということで、これは初回無料ということと、県内どこでも司法書士がいれば、上山市じゃなくても、例えば長井の人が上山市に空き家を持っていたら長井の司法書士でもいいですよという、大変

いい制度かなと思います。

また、これは後で別な切り口から質問していきたいと思いますが、次に、(4)の空き家の管理者について伺います。

空き家となる原因は、先ほど建設参事が申しましたとおり、所有者の死亡による管理の未継承が多いとされています。未相続の空き家数はどのぐらいかわかるか、建設参事にお聞きします。

また、建設課と、管理者との連絡不能の空き家数はどれぐらいでしょうか。建設参事に伺います。

○**渋谷佐輔議長** 青木邦博建設参事。

○**青木邦博建設参事** お答えいたします。9月議会で蒲生議員のほうからのご質問の答弁のとおり、市内空き家で相続人不存在で、固定資産税が課税不能者になっている方は8物件存在しております。

空き家の所有者や管理者の情報把握については、空き家法第10条に基づき、固定資産税台帳の情報を活用することができます。さらに税情報に加え、登記や住民票、戸籍情報等により、相続人に限らず、納税義務者や空き家管理人等の何らかの空き家の関係者を把握しておりますので、連絡不能者という数と問われますと、課税不能者と同等というふうになります。

また、新規空き家については、意向調査の文書を発送しておりますので、相続人を含めた新たな所有者を確認できるケースもございます。

行政ができる範囲を超えて所有者を特定できない場合等ございますので、そういうときは司法書士等の連携を図り、所有者の特定を検討していかなければならないというふうに考えておるところでございます。

○**渋谷佐輔議長** 1番、宇津木正紀議員。

○**1番 宇津木正紀議員** 管理の未継承というのが8物件。これは大体Dランクになるのか、その辺の分析はなされていないのかということと、

あと、連絡不能の空き家数というのは、ないということで捉えて、ちょっと聞き取り方が下手くそなものですから、それを確認させていただきたいと思います。

○**渋谷佐輔議長** 青木邦博建設参事。

○**青木邦博建設参事** 先ほど申し上げた8物件につきましては、全てDランクでございます。

あと、ちょっとさっき私の説明も至らないところがございましたが、その8物件以外、つまり460件から8物件を引いた452件につきましては、何らかの連絡手段、連絡つくかどうかは別として、連絡手段はあるということでございます。

○**渋谷佐輔議長** 1番、宇津木正紀議員。

○**1番 宇津木正紀議員** 思ったより連絡がとれているなどということで、少しほっとしているとか、8件が問題かなということで捉えました。これが難題かなという、8物件が難題かなというふうに捉えたところでした。わかりました。ありがとうございます。

それでは、次は市長に聞きたいと思います。5番目の長井市の空き家対策連携協定についてであります。

平成27年9月議会の私の一般質問で、空き家対策について質疑しました。私は次のように質問したところであります。日本司法書士会連合会では、空き家問題に関する全国一斉の電話相談、全国空き家問題110番を、平成27年になりますが、8月23日実施されたと報道で知ったところであります。長井市でも、司法書士会に市民の空き家問題相談を紹介する、あるいは司法書士が空き家問題を解決するため市で何らかの予算をつけて支援するなど、司法書士会と連携していく考えはないか。これに対して市長の答弁は次のとおりでありました。身近な司法書士、あるいは司法書士会と連携しながら、そういった件数がふえてくると思いますので、しっかりとした体制をとっていくよう検討してまいりた

いと思います。

これまで市長はこの件についてどのように検討されてきたのか、また長井市は県司法書士会と空き家等の対策に関する連携協定を結ぶ考えはないか、市長に伺います。

○**渋谷佐輔議長** 内谷重治市長。

○**内谷重治市長** お答えいたします。先ほど来、宇津木議員と建設参事の、何でしょうか、いろいろ意見のやりとりでも触れられておりましたけれども、空き家等対策で一番のポイントというのは、所有者と、あるいは相続される方の意思っていいですか、そこがなかなか法律的な知識がない場合は、一人で悶々とされているわけですが、そういった意味では、司法書士とか行政書士の方々からいろいろアドバイスを、しかも初回は無料でいただけるというこの制度は、といますか、この協定は非常に重要なものだというふうに思っております。

2年前にご質問いただいて、その後どうしたかということでございますが、一番のこの空き家等対策の課題というのは、危険空き家を取り壊す際に、所有者の負担がかなり大きいということで、それを何とかしなきゃいけないというのが最初からの課題だと思っております。27年ごろから国のいろんな法律もつくっていただいたり、あとはそれを受けて地方自治体、特に県のほうがまずその指針と計画を立てると。それを受けて、私どもが空家等対策計画を立てて、そして危険空き家ということで認定したものについては、国から半額なり、あるいは県からも含めて、かなりの補助を受けられると。そうしますと、ご本人の負担が、10割だったのが2割、3割、1割か。2割だね。2割まで減るんですよ。ですからこれをまず整備することが先決だということで、建設参事からありましたように、県のほうが昨年ようやくつくっていただきましたんで、それを受けて今度私ども市町村が一斉につくっていると。当然、つくろうとして

いない市町村もありますが、私ども県内は、現在13市ぐらい、13市町でそれを計画しております。上山さんは一番最初につくり上げた。私どもは、慎重に進めてきたこともあって、やっと12月にパブリックコメントして、それから計画というのは決まりますので、それによって今度空き家計画の、空家等対策計画というのが定まりますので、そして初めて協定を結ぶことができるということでございまして、ようやくその状況まで来たなというふうに思っております。

なお、もう一つ、実はこの空き家等対策のポイントがありまして、それは何かというと、ことし国交省のほうで新たな指針を示したんですが、この空き家等の物件について、市町村が仲介できますと。市町村が仲介してその空き家を解消した場合に、税制等の負担軽減の措置を行うと。これを来年度つくりますと。こういうことを言っております。しかし、これには条件があって、立地適正化計画を立てた市町村、その区域ということで、それについては県内では、私ども含めて現在三、四市町しか検討していませんね。私どもは来年この立地適正化計画を、非常に難しい計画なんですけど、つくるべく、東北地方整備局に職員を受け入れていただいて、派遣して、準備を進めているということでございますので、したがって、長井市の空き家等対策については、最新のいろんな補助を受けて対応できると。ですから、いち早い司法書士会との協定を進めていきたいと思っております。

なお、この空家等対策計画の検討委員会の中に、市の司法書士会のほうの代表の方に入っていていただいておりますので、その方からは、ぜひ早急に結びましょうというようなことも言っていていただいておりますので、できれば今年度中に結ぶかなというふうに思っておりますので、来年から、一つ一つではございますが、空き家等の対策について対応を進めていきたいと思いま

す。以上です。

○**渋谷佐輔議長** 1番、宇津木正紀議員。

○**1番 宇津木正紀議員** この質問を書いた後に、市長が言った、市町村が仲介したら、支援したいということは新聞記事を読んだだけで、今回間に合わなかったもので、これはまた次回で議論させていただきたいと思っております。なかなかいい前向きな国交省の対策で、本当に日本中の問題になっておりますので、これも研究して、次の質問で聞いていきたいと思っております。

市長が言ったとおりに、立地適正化計画が長井市は取り組んでいるということが、非常にプラスになっていることを理解できましたし、ぜひ国の制度を実現できるように、この立地適正化計画も進めていただければと感じたところでした。

あと、最後に、一番待ち望んでいた回答を得られまして、県の司法書士会と今年度中に協定を結びたいということで、事務方の準備もございましょうが、早急に手をかけていただけるということで、大変ありがとうございました。

それでは、次の空き家バンクについて伺います。

上市市では、昨年11月から空き家バンクを運用しております。ことし10月18日まで同バンクに登録の17件のうち5件で売買契約が済んでいます。空き家バンクは、空き家対策の有効な施策の一つだと思います。県内の空き家バンク設置状況はどのようになっているか、地域づくり推進課長に伺います。

○**渋谷佐輔議長** 小関浩幸地域づくり推進課長。

○**小関浩幸地域づくり推進課長** 山形県内市町村の空き家バンク設置状況についてでございますが、県内35の自治体中、自治体のホームページ上で空き家情報を公開している空き家バンクを開設しているのは、24の市町村になります。

地域別の状況でございますが、置賜地区では飯豊町と白鷹町の2町、村山地区は14市町全て、

最上地区は8自治体中5市町村、庄内地区につきましては3町が開設しております。

なお、鶴岡市と酒田市の2市につきましては、NPO等外部サイトで空き家情報を提供しておりますので、加えますと、県内には26市町村の空き家バンクがあることとなります。

○**渋谷佐輔議長** 1番、宇津木正紀議員。

○**1番 宇津木正紀議員** わかりました。県内では、NPOを入れれば26市町村が空き家バンクをホームページで公開していると。

この各自治体がそれぞれのホームページで空き家バンクを出していても、なかなか見るのは大変だということで、今度国の施策として、空き家バンク全国版が始まりました。やはりそこについていく必要があるのではないかと。空き家の情報が見やすくなったという情報ですので、ぜひ長井市でも空き家バンクを取り組んでいただきたいと思うのですが、その取り組み状況はどのようになっているのでしょうか。地域づくり推進課長に伺います。

○**渋谷佐輔議長** 小関浩幸地域づくり推進課長。

○**小関浩幸地域づくり推進課長** 長井市での空き家バンクの取り組み状況でございますが、地域づくり推進課では、移住施策といたしまして、長井市移住交流ポータルサイト、田舎暮らし「ごんざい」を開設しております。そこでは市内のお店や医療機関などの生活情報とともに、住宅の情報といたしましては、不動産業者の紹介と不動産業者のホームページのリンクを張ることで発信しております。加えまして、定住促進補助金やリフォーム補助金など、長井市の住宅支援措置を掲載しております。

宇津木議員からありましたように、国土交通省ではこの11月より、全国の自治体が個別に運営している空き家バンクの情報の標準化を図りつつ、各自治体の空き家等の情報を集約して、全国どこからでも簡単にアクセス、検索できるようにした全国版の空き家バンクの試行運用を

開始いたしました。

また、市空家等対策計画策定が進み、空き家台帳が整備されることもありますことから、建設課と連携いたしまして、全国空き家バンクへの掲載と当市のポータルサイトへの空き家情報の掲載作業を今進めているところで、計画策定に間に合わせて公開できればと考えているところでございます。

○**渋谷佐輔議長** 1番、宇津木正紀議員。

○**1番 宇津木正紀議員** わかりました。国が11月から試行、空き家バンク全国版が、ばらばらだった形を標準化して、全国统一の情報を持つていくということですが、長井市では空き家バンクはいつ開設する予定なのか。その来年度後のこれからの予定というのはどうなっているのか。これ市長に聞いたほうがいいのかな。課長でいいですか。じゃ、地域づくり推進課長、お願いします。

○**渋谷佐輔議長** 小関浩幸地域づくり推進課長。

○**小関浩幸地域づくり推進課長** 空家等対策計画策定、1月ということでございますので、そこに間に合わせて、国へのバンクの掲載、そして遅くとも年度内中には当市のポータルサイトへの掲載を進めてまいりたいと考えております。

○**渋谷佐輔議長** 1番、宇津木正紀議員。

○**1番 宇津木正紀議員** 大体のことはわかりました。私の家の南側に空き家がありました。冬期間、空き家の屋根から大量にたまった雪が道に落ちて通行の妨げになることがありました。また、この空き家とさらに南側に、同じ所有者の空き家がありました。最近この2つの空き家と空き地は、不動産屋のあっせんで次々売買契約が済み、現在どんどんとにぎやかに新築工事が進んでおります。いずれも80坪ほどの敷地であります。宅地の需要はまだまだあると感じております。空き地等の情報を積極的に発信して、空き家対策をさらに進めるべきだと思います。優良空き家の推進は、やっぱり空き家バンクが

有効だというふうに思いますので、長井市では今後空き家バンクに対してどのように考えていくのか、市長の考えを伺いたいと思います。

○**渋谷佐輔議長** 内谷重治市長。

○**内谷重治市長** 先ほど地域づくり推進課長が答弁いたしましたように、空き家バンクについては、とにかく大至急開設できるように準備を整えているところでございます。

また、先ほど来、宇津木議員からずっとこう一つ一つ議論を前に進めていただきましたけれども、空家等対策計画ができたことによりまして、危険空き家の解消も非常にいい形で進められると。今度はいよいよその優良空き家、というのは、多分最初に、バンクのほうに登録できるんですが、そのBランク、Cランクですね。そこをどうするかというところに今度着手しなきゃいけないんじゃないかなと思っています。幸いにも、今度は協定を結んで、そういった司法書士の先生方や行政書士とか皆さんと、市民の方、所有者の方が相談できるような体制もとれば、なおかつそのバンクの内容を充実を図ることができるだろうと。

あと、問題は、やっぱり宇津木議員言っていたように、需要がまだまだあるという状況をどうつくるかということだと思っています。

きのう、実は私ども、ふるさと納税で、議員もご存じだと思いますが、長井はホップの生産地ということでキリンビールを私どもふるさと納税に扱っているんですね。東北では2つだけです。遠野市も扱っているんですが、遠野市は、その支社長さんの話ですと、東北支社長さんの話ですと、4件だか5件ですね、都会から若者がホップをつくるということで移住してくるんだと。ですから、その移住定住をどう進めるかということと、あとは、実は空き家の所有者のほぼ半数は市民。あと恐らく2割から3割は周りにいらっしゃるんですね。あと遠いところにも、当然東京とかいらっしゃるんですけども、

そういった方々が、要は長井やっぱりいいからもう一回戻ってくるかというふうな、そういう機能を、まちづくりを進めていくことが肝要だと思っていまして、ぜひ空き家バンクのほう、まずはスタート時はまだ不十分かもしれませんが、少しずつ充実させて、あと民間のお力もおかりしながら、有効活用、また空き店舗も活用できるような、中心市街地の活性化等もあわせて図っていきたいと思っています。

○**渋谷佐輔議長** 1番、宇津木正紀議員。

○**1番 宇津木正紀議員** ありがとうございます。空き家バンクを大至急開設すべきという前向きな答弁をいただきまして、ありがとうございます。

市長が、優良な空き家は方向性があるんだけど、Bランク、Cランクの空き家をどうするかということですが、山形新聞の11月15日に、「子育て世代、遊佐に魅力」というところに、遊佐町の空き家対策には独自色が光るという記事ですが、町が不動産屋になり、空き家バンクを2006年に構築、若者たちに広がる古民家やDIYブームをヒントに、古びた空き家をそのまま貸すのではなく、新たな価値を生み出すことに着目した。町が10年間借り上げた空き家を上限350万円でリフォームし、移住者に貸し出す事業は、13年度から8軒成約しているというような記事がありましたので、今回通告なかったもんで、この紹介だけにとどめておきたいんですが、ぜひBランクもCランクも、全庁的に取り組んでいただいて、前向きに考えていただきたいとお願ひして、空き家対策について終わりたいと思います。

次に、大項目の2つ目の、緑が丘斎場について伺います。

(1) 改修が済んだ緑が丘斎場について伺います。

厚生常任委員会で8月末に改修が済んだ緑が丘斎場を視察する機会がありました。約6,000

万円をかけた、昭和58年完成以来34年間で最も大規模な改修となりました。改修内容は、冷暖房設備の更新や控室のリフォーム、壁や天井の張りかえ、照明器具の更新などで、夏の暑さ対策と暗さの改善がメインでありました。さらに自動ドア工事や多目的トイレの設置、トイレ洗面台の手すり設置など、使いやすさも配慮されました。控室は洋室化され、3つの部屋にはそれぞれ4台のテーブルと24脚の椅子が設置されました。視察で緑が丘斎場が生まれ変わったと実感いたしました。市民からは、明るくなったと評判も聞いております。

市民課ではどんな評価を聞いていますか。市民課長に伺います。

○**渋谷佐輔議長** 佐藤 隆市民課長。

○**佐藤 隆市民課長** お答えいたします。6月から8月末日までの工期で改修工事を行い、無事完了することができました。その間に亡くなられたご遺族の皆様方には、大変ご迷惑をおかけいたしました。大きな苦情もなく、9月からは本稼働しております。

施設をご利用なされた方々からは、施設が適温である旨お話をいただいております。告别ホールや待合ホールなどは常に一定の温度を保っており、2時間ほどの滞在時間も快適に過ごしていただいております。

○**渋谷佐輔議長** 1番、宇津木正紀議員。

○**1番 宇津木正紀議員** 適温で快適だということで、大変評判もいと理解したところです。

今回は、全面的ではなかったと、私、捉えております。さらに市民サービスの向上や指定管理者の適正な運営のため、今後取り組んでいく課題はないのでしょうか。市民課長に伺います。

○**渋谷佐輔議長** 佐藤 隆市民課長。

○**佐藤 隆市民課長** お答えいたします。平成30年度におきましては、外壁工事や屋上防水工事をメインにいたしまして、職員出入り口の建具改修工事に向けて新年度予算を要求していると

ころでございます。

また、指定管理者につきましては、利用者の皆様方から苦情や要望があった場合には、その都度、改善を求めて指導をしておるところでございます。今後も継続してまいりまして、サービスの向上に努めてまいります。

○**渋谷佐輔議長** 1番、宇津木正紀議員。

○**1番 宇津木正紀議員** 施設の南、西側が職員の控室になっていて、そこが手つかずの状態、暑いままなんですね、夏なんか。その対応は考えておられるのでしょうか。市民課長に伺います。

○**渋谷佐輔議長** 佐藤 隆市民課長。

○**佐藤 隆市民課長** お答えいたします。このたびの改修を行う際にも、指定管理者の職員の皆様方と協議をいたしまして、改修の必要なところを把握して改修をしたところでございます。今後も指定管理者の皆様方からの要望があって、施設改修が必要だというふうなところ、部分につきましては、その都度改修してまいりたいというふうにご考えているところでございます。

○**渋谷佐輔議長** 1番、宇津木正紀議員。

○**1番 宇津木正紀議員** 多分指定管理者の職員は立派な方ばかりなんで、お客様をまず優先だということで要望されたと思うんですね。自分たちは後にしてということで、本当に頭が下がる感じがします。要望はなくても、やはり職員の健康管理等考えれば、クーラー設備なんかは必要だと思います。今後、職員が気持ちよくいていただかないとサービスもよくなりませんので、ぜひその辺検討していただければと思いますので、こちらは通告していませんので、答弁は要りません。

次に入りたいと思います。

(2)の残骨灰の対応について伺います。

斎場で火葬の後に、残骨灰が出るわけですが、山形新聞の9月21日と22日の2回連続で、「残骨灰の行方」として、県内自治体の残

骨灰処理の違いが掲載されました。この記事によると、残骨灰を売却、有償提供しているのは山形市や鶴岡市、中山町、西村山広域行政事務組合であります。ゼロ円で委託発注しているのは米沢市や高島町、川西町など2市6町2村であります。長井市と酒田市、遊佐町は1円入札をして委託発注しています。その他の自治体では指定管理料に包括して対応しております。

長井市での1円入札はどのような考えで行っているのか、市民課長に伺います。

○**渋谷佐輔議長** 佐藤 隆市民課長。

○**佐藤 隆市民課長** 長井市におきましては、ご遺族の感情を勘案いたしまして、残骨灰の売却は適正ではないというふうに判断しております。ゼロ円業務委託をしておりましたが、ゼロ円の業務委託を行った場合、自治体に対する贈与となることから、平成20年度から1円での業務委託をしているところでございます。

○**渋谷佐輔議長** 1番、宇津木正紀議員。

○**1番 宇津木正紀議員** 確かにゼロ円では贈与となることで、最低価格の1円で平成20年から長井市で行っていると。

この有償とか委託とかいうほかに、10月2日のNHKテレビで、残骨灰について特集がありました。京都市では、独自に、業者に委託しないで市の施設で保管している。保管場所については未公表。それは荒らされるおそれがあるからだと理解しています。京都市のように財政力のある自治体は独自に行うことは可能だと思います。長井市では埋葬場所の確保や処理経費を考慮すれば、1円入札を行っていくことが無理のない斎場運営と私は考えております。

天童市では、残骨灰の売却を検討中と聞いております。処理業者の啓発などに取り組む業界団体の全国環境マネジメント協会は、直接売却を行う自治体に中止を要請しております。供養等適正処理のためでなく、自治体の財源確保のために残骨灰が取引されているとすれば、適正

ではないとこの協会では考えています。

これまで長井市は、幾ら財政が厳しくても残骨灰を有償での入札は導入してきませんでした。それは市民の遺族感情に配慮したためであります。今後、残骨灰の扱いを有償で入札することに変更する考えはあるでしょうか。市長に伺います。

○**渋谷佐輔議長** 内谷重治市長。

○**内谷重治市長** お答えいたします。長井市緑が丘斎場の火葬炉の残骨灰といいますか、この処理業務の実施につきましては、墓地埋葬法に指定された精神に沿いまして、ご遺族の感情に十分配慮し、丁寧に供養し、最終的には埋葬を行うことが求められております。したがって、宇津木議員から考え方あったよう、そのとおりだと思っています。ただ、私どもとしては、その京都市さんみたいに、残骨灰を自分たちで丁寧に埋葬するところも確保して処理するというのは、これもなかなか大変だということもあって、苦肉の策として1円入札ということを行っているわけですが、現在、当初は2社しか入札に応募がなかったのが、現在10社。山形市が今、売却していて、950万円ぐらいで売却しているんですね。こうなりますと、またちょっと違った問題が出てくるなというふうに思っているんですね。それは何かというと、残骨灰を商売にしているところに自由にほぼ無料で、1円というのは無料ですよね。預かってもらっているのかと。この近くの業者さんだったら、それなりの信頼を置けると。ただ、その入札で扱っていただいている業者を聞くと、関東のほうなんです。写真とか、こういうふうに丁寧に埋葬しましたということはいっているようではございますが、ちょっと怪しいと。これからは、より、入札、1円入札でもいいんですけども、斎場に対して、あるいはご遺族に対してどのような供養やら、あるいは例えば斎場のために何か樹木を提供してもらおうとか、そうい

ったことなどを提案していただいて、その一番すぐれた業者さんに落札してもらって、より丁寧な供養をしていただくと。そして、それを商売にされているわけですから、そういう業者さんは。ですから、そのためのやっぱり斎場に対して、あるいはその亡くなられた方に対してのどういった供養をしていただいているかというところを案を出していただいて、すぐれているところに行ってもらいたいというふうに私個人として考えておまして、まだこれは全体で協議はしてございませんが、そのように考えております。

○**渋谷佐輔議長** 1番、宇津木正紀議員。

○**1番 宇津木正紀議員** 斎場にどのような供養をされているか、線香の一つでもいいでしょうけども、そういうものを提供してくれる真心のこもった業者をぜひ業者としてお願いしたいという市長の考え、よくわかりました。

要するに、この通告書の4番と5番まで市長にお答えいただきました。市民課長、済みませんが、市民課長の答弁がこれでなくなりましたので、ここ迷ったんですね、私も。市民課長にするか、市長にするかということ。

私としては、提案したかったのは、10社あるんだけど、その内容を精査して、心のこもった供養をしてくれるところ、業者に絞ってなされたら、選ばれたらいいということを提案したかったんですが、市長が答えていただきましたんで、あと質問なしにして、最後1つだけ、この山形新聞の「残骨灰の行方」で気になっているところありましたんで、そこを話させていただいて終わりにしたいと思います。

業界団体の全国環境マネジメント協会は、経済性、合理性の陰で供養を重んじてきた業者が追い込まれていると危機感を持っています。1円入札で事業者を募る場合、事前に残骨灰の取り扱いをどのようにしているか審査して、ぜひ市長がおっしゃるような形で私はぜひ進めてい

ただきたいというふうに思いますので、市民課長もよろしくお願ひしたいと思います。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○**渋谷佐輔議長** ここで、昼食のため暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

午前11時55分 休憩

午後1時00分 再開

○**渋谷佐輔議長** 休憩前に復し、午前に引き続き会議を再開いたします。

市政一般に関する質問を続行いたします。

浅野敏明議員の質問

○**渋谷佐輔議長** 順位3番、議席番号2番、浅野敏明議員。

○**2番 浅野敏明議員** 一般質問3番目、長井創生の浅野敏明でございます。このたびの一般質問では、災害対応と総合型地域スポーツクラブについて、大きく2点の質問を行いますので、答弁のほうをよろしくお願ひいたします。

1番の質問は、災害対策についてご質問いたします。

ことしの8月下旬で昭和42年の羽越水害から50年が経過しました。昭和42年、1967年8月28日未明、東西に延びる前線は東北地方南部から北陸地方能登半島の北を通り、梅雨末期の気圧配置となり、日本海中部に停滞した低気圧が東に進むにつれ、前線は北上し、その活動が活発になり、28日早朝から降りだした山形県中南部の雨は、前線の動きにつれ、28日の夕刻から29